別表第一中「充てん」を「充塡」に改め、同表第一項の項中「定置式製造設備」の下に「（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）」を加え、同表第三項第二号の項中「できる。」の下に「なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第三項第十一号の項中「できる。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第三項第十二号の項中「検査する。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第四項第九号の項中「及び」を「によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は」に改め、「検査する。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第五項第二号の項中「できる。」の下に「なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第五項第十六号の二の項中「フルラップ構造」の下に「又はフープラップ構造」を加え、同表第五項第二十号の項中「できる。」の下に「なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第五項第二十一号の項中「検査する。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第五項第六十一号の項中「フルラップ構造」の下に「又はフープラップ構造」を加え、同表第六項の項中「移動式製造設備」の下に「（移動式圧縮水素スタンドを除く。）」を加え、同表第七項の次に次の一項を加える。

8　製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一　第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号から第十四号まで、第十八号から第二十号まで、第二十七号、第三十一号、第三十八号、第四十一号から第四十九号に掲げるもの	一　第一項第十一号から第十四号まで、第十八号から第二十号まで、第二十七号、第三十一号、第三十八号、第四十一号から第四十九号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二　第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項各号の検査項目のうち、第五項第三号、第五号から第九号まで、第十二号、第十四号、第十六号の二及び第十六号の三に掲げるもの	二　第五項第三号、第五号から第九号まで、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二及び第十六号の三に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
三　第八条の二第一項第一号で準用する第八条第一項各号の検査項目のうち、第六項第二号及び第四号に掲げるもの	三　第六項第二号及び第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

四　第八条の二第一項第二号の容器に取り付けられた配管に講じた遮断措置	四　配管に講じた遮断措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五　第八条の二第一項第三号の熱作動式安全弁	五　熱作動式安全弁の設置状況を目視、図面等により検査し、当該熱作動式安全弁の機能を同一型式の熱作動式安全弁の作動試験の記録により検査する。
六　第八条の二第一項第四号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	六　高圧ガス設備の安全弁又は破裂版及び熱作動式安全弁の放出管の設置状況を目視により検査する。
七　第八条の二第一項第五号の液化水素の超低温容器の負圧防止措置	七　液化水素の超低温容器の負圧防止措置の状況を目視により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
八　第八条の二第一項第六号の液化水素の超低温容器の液面計	八　液化水素の超低温容器に設けられた液面計の設置状況を目視により検査し、当該液面計の機能を作動試験又はその記録により検査する。
九　第八条の二第一項第七号の通報を速やかに行うための措置	九　通報を速やかに行うための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
十　第八条の二第一項第八号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	十　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第一備考第一号中「第六項」を「第八項」に改める。

別表第二第一項第一号の項中ただし書を削り、同項の次に次のように加える。

二　第二十二条第一号のコールドエバポレータ	二　別表第一第二項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
三　第二十二条第二号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の圧縮天然ガススタンド	三　別表第一第三項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
四　第二十二条第三号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の液化天然ガススタンド	四　別表第一第四項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
五　第二十二条第四号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の圧縮水素スタンド	五　別表第一第五項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

別表第二第二項第一号イ及びロの項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同表第二項第二号の項中「第二十三条第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

四　第二十三条第二項第一号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の圧縮水素スタンド	四　別表第一第五項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。